

土壤検査結果の概要

プロック	調査地点	主な廃棄物	含有量	溶出量
全体			<ul style="list-style-type: none"> ・鉛が含有量基準超過は10ヶ所で多い。 ・その他、ヒ素・フッ素が1ヶ所ずつ基準超過 ・基準超過は少ないがフッ素とホウ素が全地点で検出 ・ダイオキシン類は特管に該当したものはなかったが、土壤環境基準の1,000pg-TEQ/gを超過した検体が3件あった。(いずれも燃え殻の投棄場所である。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・揮発性有機化合物(VOC)の特管判定基準超過、検出が多い。 ・VOC以外では第二溶出量基準(特管判定基準)超過はないが、ヒ素、フッ素、ホウ素がA,B,Dプロック、六価クロムがDプロックで検出。燃え殻、汚泥の投棄が原因と思われる。
A	2	燃え殻	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類が土壤環境基準を超過する1,200 pg-TEQ/g検出された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの調査結果では、鉛が特管判定基準超過していたが、今回の結果、ジクロロメタンが特管判定基準を超過した。廃棄物の性状のバラツキが大きいと思われる。
B	9	燃え殻 バーク 廃油等	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛の基準超過が多い。燃え殻由来と思われる。 ・ダイオキシン類が土壤環境基準を超過し(2件)1,300、1,500 pg-TEQ/g検出された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・VOC汚染が見られ、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが特管判定基準を超過している。
D	3	燃え殻 汚泥 バーク 廃油等	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛の基準超過が多い。燃え殻由来と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油入りドラム缶の投棄が判明している関係で、ジクロロメタン、テトラクロロエチレンが特管判定基準を超過
その他	11	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所で鉛超過 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準超過なし